

特別会計に関する法律へ平成十九年法律第二十三号)第四十六條第一項
社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)
以下「振替法」という。)の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
利回り格差(第十七号に規定す
る利回りに応募した者が加算す
る数値をいう。次号において同

$$\begin{array}{cc} + & + \\ - & - \end{array}$$

利子率

(一) 別表のとおり決定期間内に算出しあげられた者に次第に払込金額を受けたる者に通知を加え、次第に払込金額に加えた金額に算出し、その結果の払込金額に算出する。すなはち、(二)の規定により算出する。

十	十	九	八	七	六	五
一						
發		振額	最低	払込	發	方法
發		替	額	金		入
行	行	單	面		行	決
価						定
格	目	位	金	額	額	の

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

出百発平す額の振
し円行成るの記替
たに対二。整載法
金つ象十数又の
額き国一倍は規
、債年 の記定
次ご七金録に
のと月額はよ
算に十に、る
式、四よ最振
に額日る低替
よ面も額口
り金の面座
算額と金簿

五円三
万千内面
円四訳金
十へ額て
五別でる
億表二。
九の千
千と九
九お百
百り九
五一十
十七七
七億
万円

額割さ
りい申
込によ
る競争
の發行
かう行に
そち付し
の利回
応回す
募格差
額を順
の次小
入

十四

利

子

す日日う算と発第

(二)

るにに。式し行十控得は出に住に時額金にの口るに
期支当たに、対号除税外しは者にへ額よに座もる係
日払ただよ各象にすの国た、又おたにりつにの
にうるしり支國規る税法金前はいだ百算い記と
つへと、算払債定こ率人額記外てし分出て載し得
い次き支出期のすとをがに(一)国取、のしは又て税
て号は払しに支るが乗適當の法得当二た、は振がい
同に、期たお払發でじ用該算人す該十金前記替源て
じおそが金い期行きたを非式でる國を額記録口泉、
。いの銀額てを日る金受居にあ者債乗か(一)さ座徵そ
。て翌行を、支後。額け住よるがをじらのれ簿収の
規営休支次払の。~る者り場非發た當算る中利さ
定業業払の期各を所又算合居行金該式ものれ

の率前十経行、額利の第の発は、金の債らでがに面債國からま日合象國象日日期場

名称及び記号						利率(年)
二 ・ ○ %	二 ・ 一 %	二 ・ ○ %	二 ・ ○ %	一 ・ 九 %	二 ・ ○ %	
十年平 日十成 二三 月十 二七	日年平 九成 月三 二十 十七	日年平 九成 月三 二十 十七	日年平 六成 月三 二十 十七	日年平 六成 月三 二十 十七	日年平 三成 月三 二十一 十七	償還期限
六億円	八十億円	十二億円	二億円	六百億円	九十八億円	(発額面金額)

二 十 十 十
十 九 八 七 六 五

払者入払元利象各準入償償
込札場利回国発と札還還
期参所金り債行すの金期
日加支の対る基額限

額別表のとおり、平成二十九年七月九日付公表された業協会が発表した統計値の表による債の平均価格を、日本銀行が発行する各頭金額百円につき、利回りと対象となる国債の利回りから算出する。この結果、財務大臣から通知を受けた財務省は、この額別表のとおりである。

た 値 載 社 で
者 の さ 債 日
単 れ 店 本

～～利 第三付 八十国 回年庫 ～～債 券	～～利 第三付 四十国 回年庫 ～～債 券	～～利 第三付 二十国 回年庫 ～～債 券	～～利 第二付 百十国 八年庫 回～債 券	～～利 第二付 百十国 七年庫 回～債 券	～～利 第二付 百十国 五年庫 回～債 券	～～利 第二付 百十国 四年庫 回～債 券	～～利 第二付 百十国 二年庫 回～債 券	～～利 第二付 九十国 十年庫 九～債 券	～～利 第二付 九十国 十年庫 八～債 券	～～利 第二付 九十国 十年庫 七～債 券	～～利 第二付 八十国 十年庫 七～債 券	～～利 第二付 八十国 十年庫 五～債 券
一 · 八 %	二 · 九 %	二 · 四 %	一 · 九 %	二 · 一 %	二 · 一 %	二 · 四 %	二 · 一 %	二 · 一 %	二 · 二 %	二 · 二 %	二 · 一 %	二 · 一 %
十年平 二十成 日一四 月十 二四	十年平 日十成 一四 月十 二二	日年平 二成 月四 二十 十二	日十平 二成 月四 二十 十年	日十平 二成 月四 二十 十年	九平 月成 二四 十 日年	六平 月成 二四 十 日年	六平 月成 二四 十 日年	十年平 日十成 二三 月十 二九	日年平 九成 月三 二十 十九	日年平 九成 月三 二十八	日年平 三成 月三 二十 十八	日年平 三成 月三 二十 十八
三 十九 億 円	二 十三 億 円	四 十 億 円	二 十 億 円	億八 円百 八 十一	八十 億 円	十三 億 円	三十六 億 円	百二十 億 円	五十 億 円	五十 億 円	一 億 円	十五 億 円

利 第三付 二十国 十年庫 九一債 回券)	利 第三付 二十国 十年庫 七一債 回券)	利 第三付 二十国 十年庫 五二債 回券)	利 第三付 二十国 十年庫 二一債 回券)	利 第三付 二十国 十年庫 一回債 券)	利 第三付 二十国 十年庫 回一債 券)	利 第三付 十国 九年庫 回一債 券)	利 第三付 十国 八年庫 回一債 券)	利 第三付 十国 三年庫 回一債 券)	利 第三付 十国 回年庫 一債 券)	利 第三付 九十国 回年庫 一債 券)
二 · 四 %	二 · 五 %	二 · 三 %	二 · 五 %	二 · 三 %	二 · 五 %	二 · 三 %	二 · 三 %	二 · ○ %	一 · 一 %	一 · 四 %
九平 月成 二五 十 日 年	日年平 九成 日十成 月四 二十 月十九	十年平 三成 日十成 月四 月十 二八	日年平 九成 日十成 月四 月十 二七	十年平 六成 月四 二十 二十七	日年平 三成 月四 二十 二十七	日年平 六成 月四 二十 二十七	日年平 三成 月四 二十 二十七	日年平 十成 月四 二十五	日年平 三成 月四 二十 十五	日年平 十成 月四 月十 二四
億二 円百 五十一	八 十二 億 円	百 八 億 円	八 十一 億 円	五 十五 億 円	一 億 円	七 十六 億 円	二 十 億 円	二 百 四 十 五 億	円百 四 十 五 億	十 億 円